

守山市立明富中学校

# いじめ防止対策基本方針



令和 8 年 4 月 1 日

守山市立明富中学校



# 目次

はじめに	1
I 基本方針	1
1 いじめに対する基本的な考え方	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 いじめの定義	
4 法が規定するいじめの防止等への組織的対策	
II いじめ防止等のための組織	3
III 学校全体としての取組	4
1 学校の基本姿勢	
(1) いじめ防止のための取組	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭及び地域との連携	
《家庭》	
《地域》	
(5) 関係機関との連携	
IV 重大事態への対処	6
1 重大事態の意味について	
2 事実関係を明確にするための調査の実施	
V 基本方針の見直し	7
VI いじめ防止等に向けての年間計画	8

## はじめに

本校は、守山市の北部に位置する中規模の中学校です。校区は、従来の農村地域と新しい住宅地から形成され、今後も宅地開発が進み、人口の増加に伴う学校規模の拡大が進むことが予想されます。

本校では、開校以来『心豊かでたくましく 人生を切り拓く 生徒の育成』を教育目標に掲げ、「心ときめく学校」・「魂ふれあう学校」・「命かがやく学校」づくりに取り組んでいます。そして、その実現のための基盤として、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つと言えます。

「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識と「いじめは命にかかわる問題である」という認識のもと、「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」を日々徹底し、「早期発見」「早期対応」に努めなければなりません。そのため、県・市・学校が連携して、いじめの未然防止のために全力で取り組むとともに、家庭や地域がしっかりと連携しながら大切に子どもを育てていかなければなりません。

しかしながら、インターネット・SNS等を介した新たないじめ問題への対応など、子どもたちを取り巻く環境は、依然として憂慮すべき状況にあり、次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境の中で、「心豊かでたくましく生き抜く力を育む」ために、すべての教師が、いじめ問題に対する基本認識を共有することが不可欠です。さらに、いじめは命に関わる重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではありません。教師が子どもにしっかりと寄り添いながら、親身になって支えていくことが何より大切です。一人ひとりの教師が人権感覚をいっそう高め、子どものサインを見逃すことなく、兆候を見つけたら、迅速に対応していかなければなりません。

そこで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定します。

## I 基本方針

### 1 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立たいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要です。

このため、いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取り組みが行われてきました。

しかしながら、いまだにいじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する重要な課題です。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。その際、生徒を尊重し、その声に耳を傾け、生徒の置かれている立場を理解しながら、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となるよう心がけて解決していかねばなりません。

また、いじめの未然防止には、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の生徒による主体的な活動が大切です。あわせて、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるように支援していくことが重要です。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

\*「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

\*「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

\*けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

\*学校はいじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。ただし、法が定義するいじめに該当するため、いじめ対策組織への情報共有は必要。

## 4 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

いじめ防止対策推進法が規定するいじめ防止等の組織に関する条文は次の通りです。

### ① 基本方針の策定

国、地方公共団体、学校は、それぞれ「国の基本方針」「地方いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」を策定する。（第11条～13条）

※ 国、学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

### ② いじめの防止等のための組織等

ア 地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。（第14条第1項）

イ 教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「地方いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「付属機関」を置くことができる。（第14条第3項）

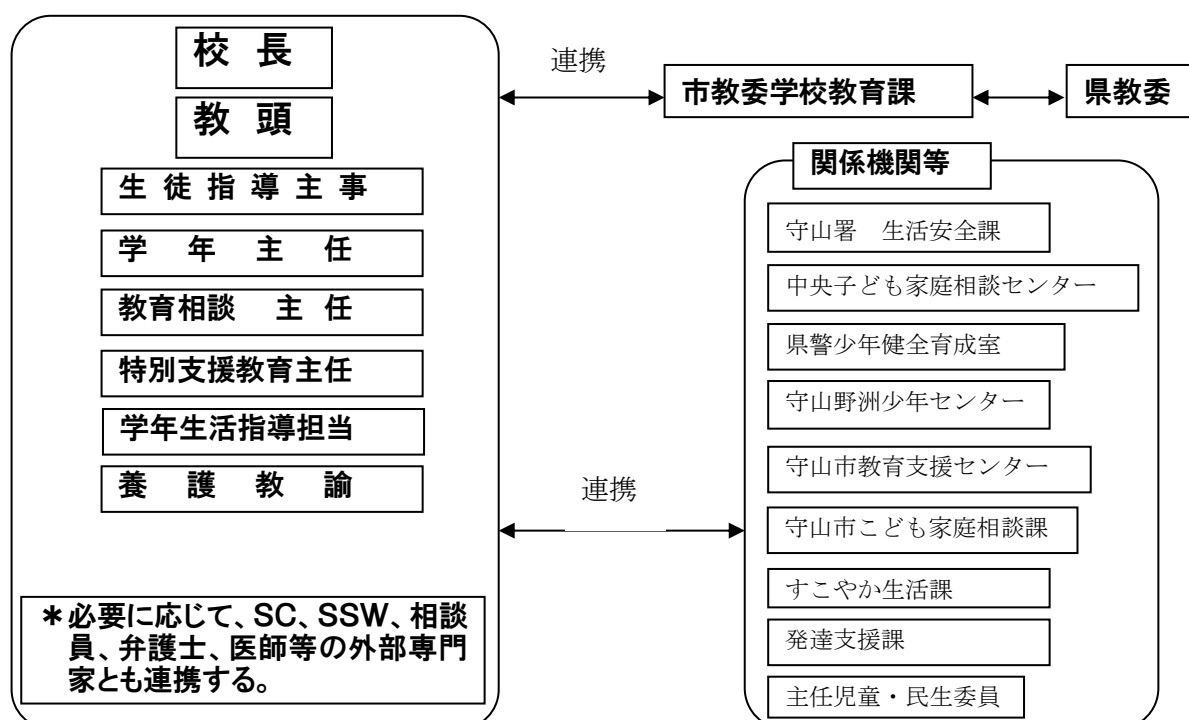
- ウ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。(第 22 条)
- エ 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。(第 28 条)
- オ 地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「付属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。(第 29 条～第 32 条第 2 項)

## II いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた生徒の立場になって問題の解決に当たらなければなりません。そのためには、生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切です。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織（いじめ防止対策委員会）を置き、その組織体制は、以下の組織図によります。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとなります。

### ◎いじめ防止対策委員会



## ◎いじめ対応部会、および生活指導部会

本校においては、実際に「いじめが起こったとき」「いじめが疑われるとき」のいじめの認定や対策を講じる組織として、いじめ対応部会を下記のメンバーで構成します（「明富中いじめ対応マニュアル」参照）。ただし、日常生活の中で、いじめ認知の時点で早期対応を進めるため生活指導部会でその役割を代替し、後日のいじめ対応部会で見守り等の確認を行う場合があります。

校長、教頭、生徒指導主事、該当学年主任、該当学年生徒指導、養護教諭、該当学級担任

\*場合によっては、教育相談主任、特別支援教育主任、SC、SSW等が入る場合がある。

\*生徒指導部会は、上記いじめ対応部会から、学年主任と当該学級担任を除いたものである。

## Ⅲ 学校全体としての取組

### 1 学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、さまざまな機会をとらえ、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組みを行います。また、この基本方針や「明富中いじめ対応マニュアル」をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していきます。こうした取組みを行うとともに、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図ることに努めたいと考えます。さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていきます。

#### (1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていきます。

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 特別活動等を通じて、自浄能力のある集団づくりを目指す。
- ④ いじめ防止について、生徒の主体的活動を推進し、「明富中学校人権宣言」の実践に努める。
- ⑤ 道徳教育、及び体験活動等の充実を図る。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められます。そのためには、全ての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して対応します。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、生徒在学中は実施したアンケートを保管し、必要に応じて確認できるようにする。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して生徒を見守っていく。

### (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導します。

- ① 学校として組織的対応を行う。(明富中いじめ対応マニュアルを参照)
- ② 家庭や教育委員会に連絡・相談する。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

なお、いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると捉えます。

- i) いじめが止んでいる状態が相当の期間継続している。
- ii) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できている。

### (4) 家庭及び地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

#### 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組を行うために、ホームページや学校便り、学年通信、学級通信等の情報発信を行います。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「家庭や地域でのいじめチェックシート」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取り組みを実施します。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていきます。とりわけ、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像・動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者に止まらず学校、家庭、および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解してもらいます。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ ASPとの協力のもと、「いじめ未然防止」や「インターネット等を介したネットいじめ」等の研修会の充実を図る。

## 《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進めます。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進めます。

また、主任児童委員を初めとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取り組み等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めていただきます。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体と連携を促進する。

## (5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとします。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携し対応します。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことととらえています。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 などです。
- ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
  - 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等に当たります。

### 2 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下①～⑤の客観的な事実関係を速やかに調査します。

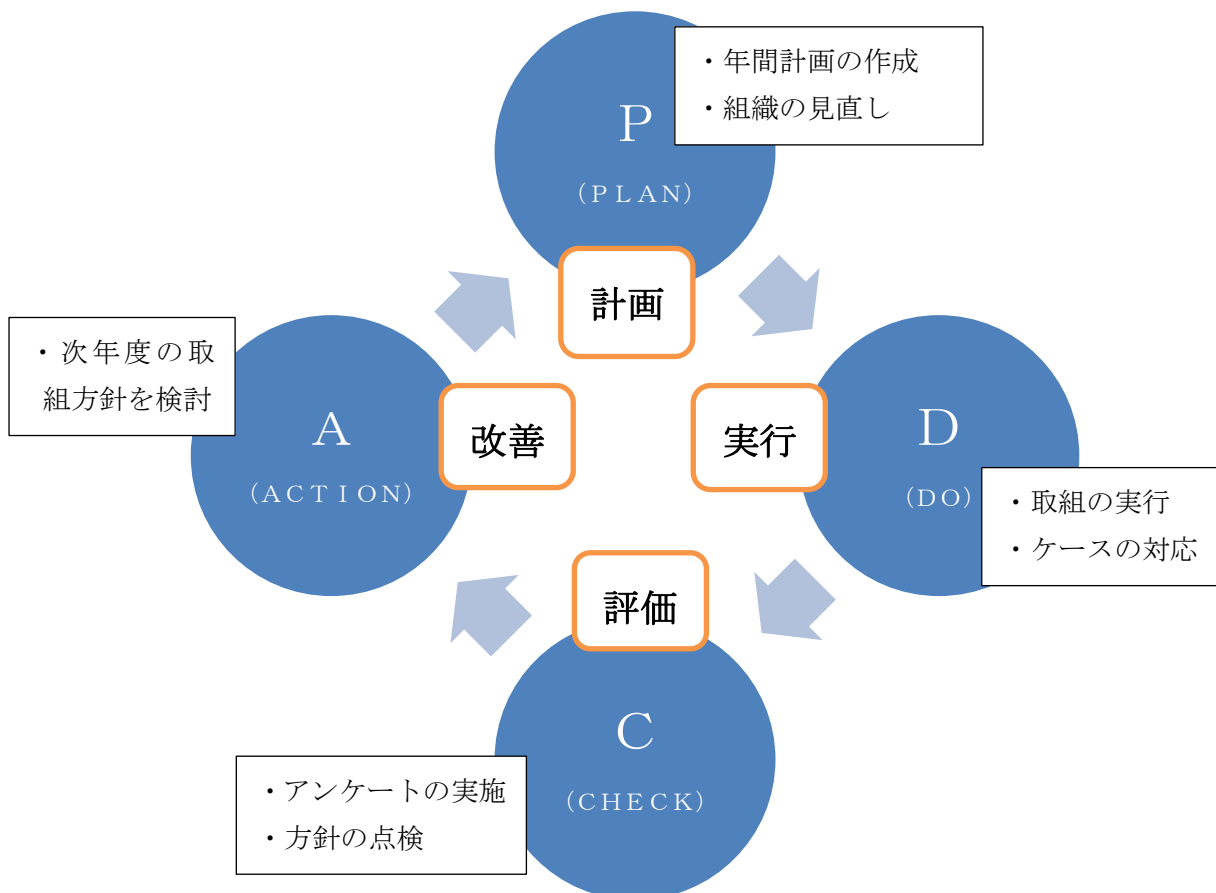
- ① いつから（いつ頃から）であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員はどのように対応したか

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしつかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとします。

## V 基本方針の見直し

学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていきます。



## VI いじめ防止等に向けての年間計画

### 令和8年度「いじめ防止対策年間計画」(守山市立明富中学校)

月	教職員・生徒の取組や活動		ASP・地域の取組や活動	
	〈教職員〉	〈生徒会〉	〈ASP〉	〈地域〉
4月	<input type="checkbox"/> 「いじめ対策基本方針」 「いじめ対応マニュアル」研修 <input type="checkbox"/> 生徒指導関係資料の配布	<input type="checkbox"/> 明中人権宣言の確認（ 新入生歓迎の集い）と 学級掲示		<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員あ いさつ運動
5月	<input type="checkbox"/> 『わたしの思い』作文 <input type="checkbox"/> 生徒指導通信「いじめ発見チ ェックシート」の配布		<input type="checkbox"/> ASP会議での啓発	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員あ いさつ運動強化月間
6月	<input type="checkbox"/> 『わたしの思い』作文発表会 <input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 教育相談（定期） <input type="checkbox"/> 明中祭文化の部・合唱コンクール	<input type="checkbox"/> 明中祭文化の部 合唱コンクール	<input type="checkbox"/> 地区別懇談会	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 あいさつ運動 <input type="checkbox"/> 明富を語る会
7月	<input type="checkbox"/> 三者懇談会	<input type="checkbox"/> 中学生広場の取組	<input type="checkbox"/> 心と心をつなぐあい さつ運動	<input type="checkbox"/> 学校評議員会 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 あいさつ運動 <input type="checkbox"/> 社会を明るくする運動 （青少年育成市民会議主催）
8月	<input type="checkbox"/> 生徒指導全体研修会			
9月	<input type="checkbox"/> 生徒指導中間総括			<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 あいさつ運動
10月	<input type="checkbox"/> 明中祭体育の部 <input type="checkbox"/> 教育相談	<input type="checkbox"/> 明中祭体育の部		<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 あいさつ運動
11月	<input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	<input type="checkbox"/> 人権週間いじめに関わ るアンケート	<input type="checkbox"/> 心と心をつなぐあい さつ運動	<input type="checkbox"/> 心と心をつなぐあいさ つ運動
12月	<input type="checkbox"/> 人権作文・人権標語づくり <input type="checkbox"/> 三者懇談会	<input type="checkbox"/> 人権週間の取組		<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 あいさつ運動
1月				<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 あいさつ運動
2月	<input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会			<input type="checkbox"/> 学校評議員会 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 あいさつ運動
3月	<input type="checkbox"/> 生徒指導後期総括			<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 あいさつ運動
年間を通して	<input type="checkbox"/> 朝のあいさつ運動（月・火・木・金曜日） <input type="checkbox"/> 道徳で「いじめ」に関わる内容の取り上げ（随時） <input type="checkbox"/> 生徒指導部会（毎週） <input type="checkbox"/> 教育相談部会（毎週） <input type="checkbox"/> 学校・学年・学級・生徒指導通信等の発行（随時） <input type="checkbox"/> 学年部での情報交換（随時）			

□：教職員の取組や活動    ○：生徒の取組や活動    △：ASPの取組や活動    ◇：地域の取組や活動